

○たちあらい広報モデル設置要綱

(令和5年8月1日要綱第37号)

(目的)

第1条 町民に町の広報紙やSNS、動画等（以下「町広報物」という。）に、たちあらい広報モデル（以下「モデル」という。）として登場していただくことで、町民から親しまれる町広報物を目指すとともに、町民の町政への関心や共感を高めることを目的とする。

(活動内容)

第2条 町広報物に掲載する写真等のモデル。

(モデルの要件)

第3条 モデルとなる要件は、次の各号に該当する者のうち、第4条の規定により登録を受けた者とする。ただし、未成年者の場合は保護者の同意がある者とする。また、グループの登録にあっては、グループ内の代表者が町内在住者であればその他の者は町外在住でも登録できるものとする。

- (1) 大刀洗町に在住、在勤している個人またはグループ。
- (2) たちあらい広報モデル設置要綱及びたちあらい広報モデル募集要項に同意した者。
- (3) 大刀洗町暴力団排除条例第2条第2号に該当しない者。
- (4) 営利目的の宣伝や広告活動が目的でない者。
- (5) 政治や宗教活動が目的でない者。
- (6) その他町長が特に適任と認める者。

(任命)

第4条 モデルとして活動しようとする者は、たちあらい広報モデル登録申込書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類等を添えて、町長に提出するものとする。

- (1) 申込者本人のみが写っている写真
- (2) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項に規定する申込書の提出があったときは、その内容を審査し、適任であると認めた場合は、たちあらい広報モデル任命証（様式第2号）により、モデルとして任命し、広報モデルに登録するものとする。なお、審査した結果、適任でないと認めた場合は、たちあらい広報モデル不登録決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(たちあらい応援大使の登録)

第5条 モデルとして活動しようとする者が、たちあらい応援大使の登録も希望する場合、前条に規定する登録申込書でたちあらい応援大使の登録申込みができるもの

とする。その場合、町長は、たちあらい応援大使設置要綱に基づき内容を審査し、適任であると認めた場合は、任命証を発行するものとする。

(登録の取消し)

第6条 モデルは、登録を取り消したいときは、たちあらい広報モデル登録取消申請書(様式第4号)を町長に提出するものとする。

2 町長は、モデルが次の各号のいずれかに該当するときは、たちあらい広報モデル登録取消決定通知書(様式第5号)により、任命を解きモデルの登録を取り消すことができる。

(1) モデルから前項に規定する取消申請書の提出があった場合。

(2) モデルが大刀洗町の名誉を毀損し、又はモデルの目的に反する行為があった場合。

(3) モデルが提出した登録申込書に偽りその他不正があった場合。

(4) その他町長が任命の取り消しが必要と認めた場合。

(任期)

第7条 モデルの任期は設けないものとする。

(報酬等)

第8条 モデルに対する報酬や撮影場所までの交通費用は支給しないものとする。

(撮影写真等の活用)

第9条 町長は、モデルから第6条に規定するたちあらい広報モデル登録取消申請書(様式第3号)の提出がない限り、町広報物に活用できるものとし、撮影した写真や動画などの著作権は町に帰属するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

たちあらい広報モデル登録申込書

[別紙参照]

様式第2号(第4条関係)

たちあらい広報モデル任命証

[別紙参照]

様式第3号(第4条関係)

たちあらい広報モデル不登録決定通知書
[別紙参照]

様式第4号(第6条関係)

たちあらい広報モデル登録取消申請書
[別紙参照]

様式第5号(第6条関係)

たちあらい広報モデル登録取消決定通知書
[別紙参照]